

## 郵政民営化委員会（第127回）議事録

日 時：平成27年1月16日（金）10：20～11：10

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

日本郵政株式会社 谷垣専務執行役

株式会社ゆうちょ銀行 向井常務執行役

株式会社かんぽ生命保険 千田常務執行役

### ○増田委員長

それでは、ただいまから「郵政民営化委員会」第127回を開催いたします。

委員全員の出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。初めに昨年末に日本郵政が発表した日本郵政グループ3社の株式上場について、日本郵政から御説明をいただきまして、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、日本郵政の谷垣専務執行役から御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

### ○谷垣専務執行役

それでは、お手元の資料127-1に基づきまして、株式上場について御説明をさせていただきますと思います。

昨年末、年末の慌ただしい時にばたばたと新聞等で報道されまして、またお騒がせしまして大変申し訳ございませんでした。

内容につきまして、2ページ以降、参考資料も含めて付けてございますけれども、まず2ページを御覧いただきたいと思います。今回発表のスキームを全て付けてございます。上場スキームでございますが、私ども今回、持株会社の株式を売るのは財務省、政府でございますし、金融2社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式を売るのは当社、日本郵政株式会社ですので、両方それぞれ連動して財務省と協力をしてやっている訳でございますけれども、その財務省と協議の上、昨年末に発表したスキームがお手元の2ページのペーパーでございます。

スキームについては3点ございまして、1点目は株式上場の時期については来年度の半ば以降、民営化の推進、復興財源への貢献、経営の自由度確保等のため、政府による日本郵政株式会社の株式の上場に合わせて、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の金融2社の株式についても同時に売り出し・上場することを目指す。

売却規模については、今般の売却規模については市場に混乱を生じさせることなく円滑な消化が可能と見込まれる規模とする。具体的な比率については東京証券取引所と流通株式比率に関する特例制定について調整の上、有価証券届出書の提出時に公表するというところでございます。

東京証券取引所の上場規定によりますと、(市場一部への)上場の時には、上場株式数に占める流通株式数の割合(流通株式比率)が、35%以上となるようにしなければいけないという規定がございますけれども、私どもPBRがどのくらいになるかわかりませんが、持株会社(連結)で申しますと、純資産額は13.8兆円ある訳でございます。約14兆円でございますけれども、仮にその35%としても大変な額になってしまう訳でございますが、過去の上場の例から見て、例えばNTTなどは2兆円強でございますので、それをはるかに超えてしまうということは現実的には市場の吸収力がないだろうということもございますので、東京証券取引所の流通株式比率規制の特例を設けてもらわなければいけないということでございます。現在、調整中でございます。

なお、私ども日本郵政株式会社が保有する金融2社株式については、その全部を処分することを目指し、ただし、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとなつてございます。私どもは法律の趣旨に沿ってやるということしかない訳でございますけれども、この趣旨に沿って更に金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性とか総合力の発揮等を視野に入れて、まずは保有割合が50%程度となるまで段階的に売却をしていく。50%と申し上げているのは、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険に対する新規業務の規制が、50%ちょうどの段階で、郵政民営化法による認可制が届出制に緩和されることも視野に入れてございます。

あえてつけ加えたのがグループの一体性でありますとか、総合力の発揮ということも当然経営としては考えていかなければいけないこととございますので、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行の影響の他に、こういうことも視野に入れながら、50%をとりあえず目指して段階的に売却をしていこうと思つてございます。

3点目、金融2社株式の売却収入の使途のところでございますけれども、私どもからすれば、持株会社における関係会社株式については、資産の部が現預金に振り替わりますが、多額の現金を持っているということは証券会社等の意見でも投資家から見て評価されない。それはすぐ配当の財源にしなさいという圧力も当然ながら働く訳でございます。その現金をどうするのかということとございますけれども、今後の日本郵政グループの企業価値と日本郵政の株式価値の維持・向上のために活用していくことが大原則であります。

なお、今般、新規上場時における金融2社株式の売却収入については、先般9月29日に公表いたしました資本政策によりまして、日本郵便に6,000億円の増資を行ったことをごさいますて、当面の資金需要は手元資金の充当で足りていることを考慮しまして、今回は日本郵政株式会社の資本効率の向上でありますとか、復興財源への貢献でございますとか、持株会社のいわゆる全体の民営化の推進に資するため、政府が持っている株式を当社が自社株買いをしようということで、その資金に充てることを想定してございます。

今後2回目以降については、その都度、株主還元のニーズも当然あるでしょうけれども、必要な投資も行いながら、全体としてグループの企業価値が向上していくように考えていきたいという資本戦略を考えているところでございます。

2番目の上場時の金融2社の主幹事証券会社の話でございますが、財務省が11社の主幹事証券会社を選定された訳でございますが、今回のディール(取引、案件)というのは3社同時でございますので、全く同一に出ることを考えれば、証券会社がゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の主幹事証券と持株会社の主幹事証券会社が違っていると大変やりにくいということもございますので、実質的に関連性の高い案件を統一的、効率的、円滑に進めるという観点から、日本郵政株式会社の主幹事証券会社と全く同一でゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の主幹事証券会社も選定させていただきたいということでございます。

ここで1点目の3社同時のところでございますけれども、今縷々申し上げたように、なぜ3社同時かというところについてはずっとこの間、議論をしてきたところでございます。民営化委員会におきましても以前、持株会社をまず先に上場するのだけれども、持株会社の株式の半分ぐらい売った段階までにはゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の方針を発表しますということを申し上げておった訳でございますが、現実問題として持株会社の上場をやるということになりますと、その価値の多くを占めるゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式の売却をどうするのかということを対外的に表明をしないと、なかなか持株会社の(株式の)値段もつきにくいということもございます。

さりとてゆうちょ銀行、かんぽ生命保険だけ先に上場いたしますと、持株会社の上場が遅れてしまいますと、グループ全体の民営化の推進ということも大変障害が出てくるし、私どもが目指す経営の自立も遅れてしまいますので、この際、3社同時上場という大変珍しい形態にはございますけれども、そういうことでやらせていただきたいということになった訳でございます。

今、申し上げたことを絵にしたのが3ページ目でございますが、①が政府が日本郵政株式を売り出し、上場いたします。2番目でございますが、それを復興財源に充てる。3番目に、日本郵政が同時にゆうちょ銀行、かんぽ生命保険

(の株式) を売り出し、上場し、その売却収入は日本郵政の企業価値、株式価値の維持・向上に活用するのだけれども、今般については、政府保有の自己株式の取得に活用し復興財源に充当するという、今回こういう①～⑤の段階にわかりやすく変えているところがございます。

以下、4ページ以降、参考資料でございます。頭の整理でございますので簡単に御説明だけさせていただきたいと思っておりますけれども、4ページがこれまでの経緯のところでございます。2011年11月30日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が成立して、日本郵政株式会社の株式をそれに充てるということが附則で決められた訳でございます。

2012年4月27日に郵政民営化法の一部改正法が成立しまして、その後、10月の先ほど申しました民営化委員会において、私ども一度株式上場についての御説明をさせていただいております。

復興推進会議が(2013年)1月29日でございます。その後、去年に入りましたから財政制度等審議会で具体的な株式上場の手続が進みまして、(2014年)6月5日に答申が出、10月1日に主幹事証券会社の選定がなされ、12月26日に3社同時上場について発表をさせていただいたところがございます。

5ページ目は、郵政民営化法の改正前と後の株式処分スキームでございます。改正前は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険について2017年9月30日までに全株の処分義務がございましたけれども、現在の法律は金融2社の経営状況とかユニバーサルサービスの役務の影響を勘案しつつ、できる限り早期にやるということでございます。

6ページ目は財政制度等審議会の答申でございます。2(5)のところに書いてございますように、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式は日本郵政の資産の大部分を占めているため、特に新規公開時においては金融2社株式の売却のあり方が日本郵政の株式価値の棄損につながることにならないように、主幹事証券会社等の専門的立場からの意見を参考にしつつ、政府と日本郵政は適切に対応すべきである。また、対応の結果について政府及び日本郵政において国民への説明責任を十全に果たすとともに、市場における透明性を確保することが重要である。普通、株式上場をやる会社というのは、こういうふうの上場しますということを対外的には余り事前に言わないのでございますけれども、私どもこの答申を受けて政府とも相談の上、今回のスキームについて発表したというのも、こういう答申を受けてという経緯はあったところがございます。

その下、3(4)でございますけれども、財政制度等審議会の答申で同じように、アンダーラインのところがございますが、市場価格及び株式市場全般に大きな影響を与えることなく、円滑な評価が可能と見込まれる規模とする必要

がある。東京証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい、ということも書いてございます。

7 ページ目は親子上場の問題点でございます。東京証券取引所におきまして、親子上場というものを禁止はしていないけれども、親会社からの子会社の独立性の確保でありますとか、情報開示の適正性が求められております。これはどうということかと申しますと、8 ページ、東京証券取引所の通知というものでございますが、親子上場というものは国民経済上の意義はありますけれども、独自の弊害もあります。右上のアンダーラインを引っ張ったところでございますが、自身の短期的な単体決算対策のための子会社上場であるとか、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であるという批判を受けるケースが見受けられます、ということ懸念されてございます。

9 ページの通知も同じでございます。右上のところにも中核的な子会社の子会社上場は、証券市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて、新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えますとか、今回は私もその市場における透明性という観点から、親子共に一斉に上場しますので、投資家から見て適切な価格付け、バリュエーションが出されるものになろうと思っておりますので、東京証券取引所の審査を経なければいけませんけれども、今回のやり方というのはその意味でも問題がない、適切であると考えているところでございます。

11 ページ、これが財政制度等審議会の答申で、例外を、特例規定を設けなさいとございましたけれども、ちなみに東京証券取引所の有価証券上場規定で御覧のとおり「(2) 流通株式」流通株式の数が上場の時までには上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること、と書いてございます。これが原則でございます。

その次のページを御覧いただきたいと思いますが、12 ページでございますけれども、過去の IPO の例を見ても、例えば NTT、この時はブックビルディング方式ではなくて入札方式でございましたけれども、やはり売却割合というのは12.5%、必ずしも35%を超えている訳ではございません。このときの2兆3,746億円というのは、私が知る限りは過去最高の IPO の売却金額であろうと思っております。今回はこの時に比べて市況が必ずしもいいとも言えませんので、有価証券届出書提出時に具体的な売却比率については、証券会社ともよくよく相談しながら、財務省とも相談をしながら決定をしたいと考えているところでございます。

13 ページは御案内のところでございますけれども、新規業務に対する規制の

仕組でございます。郵政民営化法の規制と銀行法、保険業法の業法の規制と両方かかっている訳でございます。いわゆる郵政民営化法の規制というのは上乗せ規制でございますけれども、これが株式を2分の1処分する前は民営化委員会の意見を聴取した上で認可ということでございます。お世話になっている訳でございますが、2分の1処分をすれば事前届出ということになります。もちろんその場合でも他の金融機関等との適正な競争関係等への配慮義務でありますとか、民営化委員会への通知でございますとか、監督上の命令でございますとか、そういう要件はついてございますけれども、認可制度は事前届出になる。

ただ、その後の銀行法上の承認でありますとか保険業法上の認可というのは依然として残ります。けれども、民営化法における上乗せ規制が届出制になるということは、これは大きな変化であると思っておりますので、その意味でも先ほどの50%でメルクマールは、それを念頭に置いたものでございます。

最後に15ページを御覧いただきたいと思いますが、これが日本郵政株式会社及びゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の主幹事証券会社でございます。11社でございます。この○をつけたのがグローバルコーディネーターでございます。このグローバルコーディネーターの他に国内区分、海外区分と書いてございますが、国内特定区分というものがございまして、岡三証券株式会社と東海東京証券株式会社、これは今回の財政制度等審議会の答申でもございましたけれども、その下に四角で囲んでございまして、広く国民が所有できるよう努めることというふうに参議院の附帯決議で書かれていることを勘案すると、より充実した国内販売網を構築するという観点から、例えば地域に根差した販売網を有する国内証券会社を、いわゆるグローバルコーディネーターやブックランナーとは別途の役割を担う主幹事証券会社として選定することも検討に値するというのを踏まえて、今回、国内特定区分というのも主幹事証券の中に選ばれたというのが特徴でございます。

その役割を最後16ページにわかりやすいように絵で描いてございます。これは財務省の資料に、財政制度等審議会の資料に基づき作成させていただいたものでございますけれども、グローバルコーディネーターというのは4社ございますが、これがディール全体を束ねる役割でございます。全体的な作業の運営でございますとか、販売戦略の検討・提案、スケジュールの管理というものがああります。国内/海外ブックランナーというのは計画どおりの販売を達成するために引受団を運営して、株投資家の需要でありますとか希望価格等を集計して、具体的な各トランシェ内での証券会社への配分権限を有するというところでございます。

国内特定主幹事と申しますのは、こういうグローバルコーディネーターのエ

クイティ・ストーリーを踏まえて、強みのある地域でありますとか、得意とする顧客層の実情を反映した補助的資料を追加しまして、販売活動を行うものとなる訳でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、これから私どもは、今、中期経営計画のローリングの準備をしているところでございます。それがエクイティ・ストーリーの基本的な骨格になる訳でございますが、それを踏まえて主幹事証券会社の審査を経て、東京証券取引所に上場申請し、審査を通り、上場承認がおりれば上場となるということでございます。

具体的な時期については、新聞等には秋とか、ここには半ば以降とか書いてございますけれども、実際には財務省とよく相談をさせていただいて、一番いい時期を選びたいと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問等ございましたらお願いをいたします。老川委員、お願いします。

○老川委員

どうも御説明ありがとうございました。

2つばかり伺います。1つは、50%程度になるまで当面段階的にやっていくということで、ということはその前段でできるだけ早期にとあるのですが、どのぐらいの期間を想定されているのか。これはマーケットの状況にもよるのだろうとは思いますが、2～3年とか、多少の目途があれば教えていただきたいというのが1つ。

もう一つは、4ページに復興推進会議のことに触れて書かれているように、4兆円を復興財源に充てるということになっている訳なので、この場合の4兆円の売却収入の元になるのは日本郵政、持株会社の株で4兆円ということなのか。最初書かれたのはそういう想定のように思えるのですが、今度3社同時となると、3社同時で4兆円となるのか。そこらの解釈はどうかということと、最初の売出しの割合がどのぐらいになるか、これもこれからお決めになるのでしょうか、例えば日本郵政、持株会社だけで4兆円にならないわけです。仮に、なるまでやっていく、つまり4兆円というのが目標になって、それを想定しながらの売出しの割合になるのか。そうではなくて、それはいずれなるかもしれないけれども、とりあえずは第1回はこのぐらい、第2回はこのぐらいという想定の中でやっていかれるのか。4兆円ということの意味合いというか重みというか、そこら辺はどうか。その2点をお尋ねしたいです。

○谷垣専務執行役

後のほうからお答えしますと、財務省のお考えを私が答弁する立場ではないのですが、4兆円というのは、過去の市場の吸収力を考えて（1回）1.3兆円ぐらいが限度であろう。それを3回ぐらいに分けて大体4兆円ということで、復興推進会議で4兆円程度と書かれたものと承知しています。

基本的には、持株会社の株の売却収入で4兆円は満たされるであろうということで想定されてございます。ただ、当然ながら、今回のような自社株買いで持株会社の株を当社が買った現金については、それは財務省の御判断でございますけれども、当然、復興財源として活用されることも想定されていると思います。政府の答弁を聞いていただいた方がいいかもしれませんが。

もう一つの50%の用途は、これはまさに申し上げにくいところでございます。先ほど申し上げたように金融2社の経営の自由度の拡大とか、グループの一体性とか、総合力の発揮も視野に入れるということで、段階的に売却していくということでございますので、余り何年という数字を申し上げると誤解があるといけませんので、まさに、おっしゃったようにマーケットの状況等を見て判断をさせていただきたいと思っておりますので、ここでは具体的な数字は御勘弁願いたいと思っております。

○老川委員

わかりました。

○増田委員長

三村委員、どうぞ。

○三村委員

お答えが難しい質問かもしれないのですが、親子上場ということで3社同時ということの意味は私も理解しております。ただ、親子上場について7ページのところに、本来なら余り適切ではないという判断がある中で、今回はそれを認めていただきたいという話でお進めいただいていると思うのですが、この親子上場の1つの要件は、子会社の独立性が高いとか、その下にありますように、親会社と子会社の関係において親会社が相当にオープンであるとかになっています。だからまず同時に上場されて、それがその次の段階にまたすぐ進むということになりますと、最初の設計が相当しっかりされていないと、次の段階に進むのが難しいのかなと思うのですが、その辺りどう考えていらっしゃるのか。つまり、今はほとんど一体とは言わないまでも、基本的には、日本郵政の企業価値は金融2社に規定されていることは明確である中で、少しずつ上場させていく過程で、親会社と子会社の関係が徐々に変わってくると思われまます。恐らく投資家の方はそういうふうに見る可能性があると思うのですが、最初の設計、最初のグループとしての総合性とか一体性というものが設計図としてしっかりしていないと、次の段階に進むのが難しくなるのではない



かという感じを受けたのですが、そこはどう考えればよろしいでしょうか。

○谷垣専務執行役

2回目以降の売却も同時と言っている訳では決してございません。ただ、今回のポイントは、要するに親会社と子会社の価格が適正に評価されて、適正な値段がつくということだと思っております。それをまずは、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を50%ぐらいまでは処分します、それでバリュエーション、適正な価格をお願いします、と投資家に申し上げている訳でございます。

したがって、その段階でそれ以降のことはまたございませけれども、かなり透明性を持った値段がつけば、その後は市場のそれぞれ3社の経営状況によって、適正な価格付けが市場の中で行われていくのだろうと考えています。

○三村委員

非常に難しいことをおやりになろうとしています、私自身は、それが必要性があるということは理解しております。ただ、だんだん経過していくことを考えると、相当しっかりした経営計画とか全体のビジョンを作っておくことは確かに必要だなと。投資家に対してだけではなくて、国民に対しての説明性が必要になると思います。お願いいたします。

○谷垣専務執行役

マスコミ等で、いわゆる金融2社の上場後のグループの成長戦略とか、そういうエクイティ・ストーリーが描かれていないとか色々書いてございませけれども、もちろん私どもとしては先般発表した中期経営計画で書きましたように、いわゆる郵便局ネットワークというものを中心にして物流とか金融とかかんぽ生命保険とか、あるいは金融受託事業とか不動産とか物販という、色々なグループ全体の姿で発展をしていくことを、ネットワークを中心にして行うということを発表した訳でございまして、それが成長戦略の基礎だと思っております。そういうことをまた再来月に出す予定の中期経営計画のローリングでも、改めてきちんとお示ししたいと思っております。

○増田委員長

今の関係で私からも言いますと、法律上は確かに50%というのは認可と届出のちょうど境目になっているので、50%というのは意味があるのですけれども、ただ、株式の売却で言うと、とにかくできるだけ早期に全部売却ということだから、50%というのは売却という観点だと余り意味がなくて、とにかく途中の通過点のように法律を見ると思うのです。

ただ、今の専務のお話にもありましたとおり、50%までで、親子上場で、どういう値付けがされるかということをご決めていただくと、あと50%を超えたところは投資家の判断と市場での機能で適切な値付けがされていく。売出しについて社長さんの方も50%を1つの大きな節目のようにおっしゃっている

訳ですが、あくまでも法律は早期上場だから、今の御説明のおっしゃり方ですと、当面 50%でひと休みして、50%というものがすごく意味があるようにも聞こえてくるのですが、そこはどうかのですか。売出しから言うと、常にもっと早く 50%ではなくて全部売るということで、そういう中でいろいろなことを考えていかなければいけないように私は思うのです、法律だけを見ると。その点についてはどうお考えになっていますか。

○谷垣専務執行役

法律に書いてあるとおり、まさにその全部を処分することを目指しています。ただ、条件がゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の経営状況とユニバーサルサービス責務への履行の影響等を勘案しつつと書いてある。この解釈なのですけれども、そういうことをちゃんと確認しながら、まずは 50%を目指そうということをお願いしている訳でございます、そういうことが大丈夫であれば 100%売るという法律になってございますので、この趣旨に沿ってやるということです。

ただ、それに加えて、私どもとしては、経営でございますから、グループの一体性とか総合力の発揮というものも視野に入れてということでございまして、したがって、この表現はまずは 50%程度となるまで段階的に売却していくということを行っている訳でございます。したがって、問題がなければ、いずれは 100%まで売却するという法律の趣旨だと思っています。

○増田委員長

なかなかお答えしづらいただろうな、とは思いつつ、今、お聞きしたのですが、要は、当面まず売り出すということだから、そこは 50%ではなくて例えば 30%でもいいし、何十パーセントでも、とにかくまずそれで親子上場でやってみようという一方に思ったりするのですが、あと、何か手がかりとすると、先ほど質疑にありましたけれども、復興で復興推進会議でもたしか 1.3 兆円で 3 回ぐらいで 4 兆円ということもありまして、だからそれが 1 つの議論の手がかりにもなるから、売出しの規模として 50%にしなくて、まず 4 兆円になるまでやってみようというのも 1 つのやり方かもしれませんし、あえてそれを 50%と言っているのです、この 50%というものをどういうふう理解するのか。

それは、実はこれから意見が出てくるのかもしれませんが、銀行の人たちは、ずっと政府が 50%を抱えたままではないかとか、政府がどうか日本郵政の方が、そういう間接的な関与が残るのではないか、という危惧を一方で示されたりして、50%で一段落、一休みしたら、ずっとそのままだが続くのではないかという危惧にもつながっていくような気がするものですから、今お答えはいただきましたけれども、当然 50%ということは、意味合いがこれからはずっと問われるだろうな、ということと、それから、それをどう考えるかと、会社としてもこれからはまたよく説明をしておいていただきたい。

もう一つだけ、以前、国会で、社長が議事録を見ると10ないし15%ぐらい売却とおっしゃっていたのです。この間の記者会見でもその点について色々聞かれたので、否定はされたようですけれども、あれはそうすると、要はとりあえず10ないし15%売出すというように、最初、お話になっていたのですか。それは完全に否定されたということによろしいのですか。

○谷垣専務執行役

最初の点ですけれども、50%については、私どもとしてはまず法律の趣旨に沿ってやるというのが一番の答えでございます。仰せのとおりであります。したがって、御心配のところは法律のとおりやります。

2つ目の社長の10~15%というのは、あれは予算委員会での答弁でございますけれども、要するに流通株式比率規制の35%以上というものがございしますが、35%以上を今回やる訳ではなく、マーケットの吸収力を考えれば、せいぜいその程度ですという例示の意味で申し上げたところでございます。具体的に10%とか15%とか決まった訳ではございません。具体的には有価証券届出書に書く時に、例えば3社同じ比率かどうかということも含めて検討したいと思っております。

○増田委員長

これからだから、直前ぐらいに発表があるということによって理解してよろしいですか。

○谷垣専務執行役

はい。

○増田委員長

米澤委員、お願いします。

○米澤委員長代理

どうもありがとうございました。

1点確認というか、多分お答えができないのかもしれませんが、今の50%等に関するのですが、特にゆうちょ銀行に関しましては、以前に申請しました住宅ローンなどに関しまして認可されていない状況がある訳です。私の理解などでは、認可する方向に向けて今回のように親子同時の上場、私はそれに向けてそういうふうに判断されたのかなと理解しておりますし、その時に今、言った50%というのが出てきた訳ですけれども、同時にというか、特にゆうちょ銀行とかかんぽ生命保険は急いで上場したいという背景に、なるべくフリーハンドを得たいというのがあるというのは、それはそういう理解でよろしいのでしょうか。それから、もし50%にしてもそこに向かっていった場合には、ゆうちょ銀行の方が金融庁に申請したものは、それは継続して行って向こうの判断に委ねるという格好でよろしいのでしょうか。

同じことですけれども、色々上場に向けてはストーリーを書かなければいけない訳ですが、その時には今言った新しい分野に出ていくことは謳っていくのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

以上です。

○谷垣専務執行役

まさに御指摘のとおり、金融2社の（株式の）売却については法律のとおりやる訳でございますけれども、まずは50%と申し上げたのはおっしゃるとおり、フリーハンドというか経営の自由度の拡大という観点を念頭に置いて、まずはそこまで頑張ろうということをお願いしたわけございまして、当然念頭にあります。

それから、もう一つの質問ですが。

○米澤委員長代理

今後上場に向けて、審査の状況は向こうに申請してあるので、それは引き続いて改めて申請し直すということではない、ということでしょうか。

○谷垣専務執行役

そういうことだと思います。

○米澤委員長代理

要するにボールは向こうに投げられていて、待っているという状況でいい訳ですね。

○谷垣専務執行役

基本的にはそういうスタンスだと思います。

○米澤委員長代理

特に新規業務に関しては、その辺の新しい住宅ローンなんかに出ていきたいということは書く訳ですか。

○増田委員長

これはゆうちょ銀行から。

○向井常務執行役

エクイティ・ストーリーは、中期経営計画のローリング自体が、先ほど申しましたようにエクイティ・ストーリーの中核になっており、ストーリーを形成するものでありますので、これから中期経営計画のローリングも含めて、検討してまいります。私どものポートフォリオをより多様化していく、あるいはお客様により幅広いサービスを御提供していくという観点で、新規業務も是非御認可頂いて、改めてポートフォリオの多様化、サービスの向上に努めていきたいというのが、従前から私どもの願いです。上場に向けてもこういったことも視野に入れて展開を考え、アピールをさせて頂きたいと考えております。

○米澤委員長代理

わかりました。

○増田委員長

中期経営計画の見直しですけれども、これのスケジュールはどうなっていますか。近々に色々まとめて見直しされるのではないかと思います。そこはいかがでしょうか。

○谷垣専務執行役

今、見直し作業に入っておりますけれども、できれば年度内に公表したいと思っています。

○増田委員長

例えばゆうちょ銀行も（長期）金利が0.3%から更に下がって、随分環境がこの間変わったので、その辺りは中期経営計画にも相当影響が出てくると思うので、そういうことも含めてできるだけ早くそちらを仕上げておかないと、今、委員がおっしゃったように、それが多分、今、エクイティ・ストーリーとおっしゃったけれども、そちらの中核に移っていくと思うので、中期経営計画の見直しは見直しとして、それぞれの会社の将来戦略が発表されると思うのですが、上場時期との関係で早目に投資家の皆さんに開示していく必要があると思うのです。中計の見直しが行われたら、またこちらの方でもお聞きしたいと思えます。またその辺りについて。

○谷垣専務執行役

大変厳しい環境になってございますので、頭が痛いところでございます。よろしく願いいたします。

○増田委員長

清原委員、よろしいですか。

○清原委員

結構です。他の委員の方に重要な点を質問していただいて、ありがとうございました。

○増田委員長

今の各委員からの御質問とか御意見とかを十分踏まえた上で、上場と言うと非常に重要なテーマですので、今後当委員会でも3月までにまとめる意見書の中でもこれをどう考えるかというのを考えたいと思えますし、そちらの方は法律の都合で3月末となっているのですが、できるだけ今おっしゃった中期経営計画の見直しの関係、それも踏まえた形で意見書を作らないといけないと思えます。したがって、できるだけ早く状況を教えていただきたい。これはお願いであります。

あと、暮れに発表があって、実質、年明けてこれから各方面での反応が出てくるし、一方で期待感も随分膨らんでくるというか、きちんと民営化されて、

それで正常な姿になるためには客観的な投資家の皆さん方の期待感も膨れ上がるように是非なっていたきたい。そういう会社になっただきたいと思うのですが、ただ、よくユニバーサルサービスを義務付けられている日本郵便、それをずっと持っている日本郵政の将来、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険がいずれ最終的には独立していく中で、日本郵政の将来像というのは一体どうなるか、そこが市場の皆さん方の、一方でマイナス面というか、不安があるところではないかとよく言われているので、その点のユニバーサルサービスが義務付けられている郵便事業とともに、それをずっと持ち続ける日本郵政として将来像を上場に向けてどう考えているか、そこをまたお話いただきたい。

○谷垣専務執行役

基本的にはゆうちょ銀行、かんぽ生命保険共に郵便局ネットワークに依存したビジネスモデルでございますので、株式の売却の有無にかかわらず、事務委託関係というのは当面続くものだと私は思ってございます。その中で当然必要な事務委託手数料というものも発生いたしますし、グループが一体としてその事業をやっていくことについては、当面は変わりはないものだと思っております。

それに加えて私もゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の（株式の）売却を行いますと、当然ながら売却収入が入ってくる訳でございますので、なかなか難しいと思いますけれども、資本戦略も過去の上場企業、NTTとかJTがおやりになったような、したたかなああいう上場戦略、資本戦略みたいなものを考えながら、グループの成長を考えていきたいと考えているところでございます。具体的には今申し上げる段階にはないと思いますけれども、グループの一体性というものを維持しつつ、さらにそのウイングを広げていきたいというのがひとまずの今日の考え方でございます。

○増田委員長

まだ今のところ内部でお考えになっているのでしょうかけれども、その将来戦略といいますか、そこがまとまってそれで投資家の皆さん方にお示しになれる。こういう理解でよろしいですね。

○谷垣専務執行役

どこまで具体的にお示しできるかというのは難しいところがありますけれども、基本は先ほど申し上げたような構造だと思っております。事務委託関係はゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の上場にかかわらず、恐らく密接不可分のビジネスモデルになってございますので、グループの一体性というのは維持していきたいと考えているところでございます。

○増田委員長

わかりました。

あとはよろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。以上で質疑は終えたいと思います。日本郵政グループの皆さん方はここまでということになります。どうも御苦労さまでした。